

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2021 年 8 月 17 日

北海道電力株式会社

2021年8月17日

吸収分割に係る事前開示書類

(会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項)

札幌市中央区大通東1丁目2番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 藤井 裕



当社は、2021年5月27日付で当社の子会社である北電興業株式会社（以下、「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約に基づき、2021年10月1日を効力発生日として、当社が不動産賃貸事業（社宅・寮を含みます。）及び遊休不動産の活用に関連する事業（以下、これらを「本件事業」といいます。）に関して有する権利義務を吸収分割承継会社へ承継させる吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うことといたしました。

本件分割に係る会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく開示事項は、次のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

2021年5月27日付で当社と吸収分割承継会社との間で締結した吸収分割契約は、別紙1のとおりです。

2. 吸収分割の対価に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

吸収分割承継会社は、本件分割の効力発生日より前に、同社が当社以外の株主から同社株式を取得し、当社が同社の全株式（自己株式を除きます。）を保有することとしているため、本件分割に際して、吸収分割承継会社は当社に対して株式その他の金銭等を交付いたしません。かかる取扱いは相当と考えております。

3. 会社法第758条第8号に関する事項（会社法施行規則第183条第2号）

該当事項はありません。

4. 本件分割に際して当社の新株予約権者に交付する新株予約権に関する事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）

該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第183条第4号）

(1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（同号ハ）

該当事項はありません。

6. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

7. 本件分割が効力を生ずる日以後における当社の債務及び吸収分割承継会社の債務（当社が本件分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

(1) 本件分割の効力発生日以後における当社の債務の履行の見込み

当社の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ1兆8,548億59百万円及び1兆6,210億87百万円です。

本件分割により当社が吸収分割承継会社に承継させる予定の資産及び負債の額は、それぞれ45億30百万円及び3百万円です。

これらに加え、2021年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点に鑑みて、当社の負担する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

(2) 本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の債務（当社が本件分割により吸収分割承継会社に承継させるものに限る。）の履行の見込み

吸収分割承継会社の2021年3月31日現在の貸借対照表における資産及び負債の額は、それぞれ178億97百万円及び109億83百万円です。

本件分割により吸収分割承継会社が当社から承継する予定の資産及び負債の額は、それぞれ45億30百万円及び3百万円です。

また、吸収分割承継会社の2021年3月31日から現在に至るまでの資産及び負債の額に生じた変動並びに今後本件分割の効力発生日までに予測される吸収分割承継会社の資産及び負債の額の変動を考慮しても、本件分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

以上の点に鑑みて、吸収分割承継会社が当社から承継する債務については、本件分割の効力発生日以後も履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上



吸収分割契約書

北海道電力株式会社（以下「甲」という。）と北電興業株式会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従って、吸収分割の方法により、甲が営む不動産賃貸事業（社宅・寮を含む。）及び遊休不動産の活用に関わる事業（以下これらを「本件事業」という。）に関する第4条第1項記載の権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（商号及び住所）

本件分割をなす当事者は、次のとおりとする。

(1) 甲（吸収分割会社）

商号：北海道電力株式会社

住所：札幌市中央区大通東1丁目2番地

(2) 乙（吸収分割承継会社）

商号：北電興業株式会社

住所：札幌市中央区北1条東3丁目1番地の1

第3条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021年10月1日とする。但し、本件分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第4条（承継する権利義務等）

1. 本件分割により甲から分割され乙に承継される資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。但し、権利義務の承継につき法令に定める関係官庁の承認等を要するものについては、当該承認等の取得を条件とする。
2. 承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務は、すべて乙が免責的債務引受の方法により引き受け、甲は、効力発生日以降、乙が本件分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。

第5条（本件分割の対価）

効力発生日の前日までに甲が乙の全株式（自己株式を除く。）を所有する見込みであるため、乙は本件分割に際し、甲に対し、乙が前条に基づき承継する権利義務の対価として金銭等を交付しない。

第6条（株主総会）

1. 甲は会社法第784条第2項の規定に基づき、本契約に関する同法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本件分割を行う。

2. 乙は会社法第 796 条第 1 項本文の規定に基づき、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本件分割を行う。

第 7 条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、本件事業に関し会社法第 21 条その他の競業避止義務を負わない。

第 8 条（会社財産の管理）

甲及び乙は、本契約締結日から、効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもって本件事業にかかる業務執行並びに財産の管理及び運営（甲については本件事業に関するものに限る。）し、本件分割に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を行おうとするときは、あらかじめ甲及び乙で協議のうえ、合意によりこれを行うものとする。

第 9 条（本契約の変更・解除）

甲及び乙は、本契約締結日から、効力発生日までの間において、甲若しくは乙の資産若しくは経営状態の重大な変動又は天災地変その他の事由により、本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲及び乙協議のうえ、合意により本契約を変更し、又は解除することができる。

第 10 条（本契約の失効）

本契約は、効力発生日の前日までに甲が乙の全株式（自己株式を除く。）を所有していないとき又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失う。

第 11 条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙協議のうえ、合意によりこれを定める。

第 12 条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約は日本法を準拠法とし、本契約に関連する紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2021 年 5 月 27 日

甲 札幌市中央区大通東 1 丁目 2 番地
北海道電力株式会社
代表取締役社長 藤井 裕

乙 札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 1 番地の 1
北電興業株式会社
代表取締役社長 恩村 裕之



承継対象権利義務明細表

乙が本件分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は次のとおりとする。なお、承継する資産及び債務については、甲の2021年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1. 承継する資産

(1) 固定資産

本件事業に属する有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産。但し、別途甲及び乙の間で合意したものに限る。

(2) 流動資産

本件事業に属する現金、預金、売掛金、諸未収入金、貯蔵品その他の流動資産

2. 承継する債務

(1) 固定負債

本件事業に属する固定負債

(2) 流動負債

本件事業に属する買掛金、未払金、未払費用、預り金、諸前受金その他の流動負債

3. 承継する契約上の地位及び権利義務

(1) 契約（雇用契約を除く）

上記1（1）により承継する資産に関する賃貸借、業務受委託、請負、リースその他本件事業に属する契約における契約上の地位及びこれに付随する権利義務。但し、別途甲及び乙の間で合意したものに限る。

(2) 許認可等

甲が効力発生日において本件事業のために保有している免許、許可、認可、承認、登録及び届出等のうち、甲から乙への承継が法令及び条例上可能であるもの

4. その他

承継対象権利義務のうち、本契約締結後に法令その他の規制上承継が困難であることが判明したもの（承継することにより甲又は乙において想定外の損失を生じることが判明したものを含む。）については、必要に応じて甲乙協議のうえ、合意により承継対象権利義務から除外することができる。



第 84 期 事 業 報 告 書

2020年度

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

事 業 報 告
計 算 書 類

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書

個 別 注 記 表



北 電 興 業 株 式 会 社

札幌市中央区北 1 条東 3 丁目 1 番地

事業報告

〔 2020年4月 1日から
2021年3月31日まで 〕

I. 株式会社の現況に関する重要な事項

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

2020年度の北海道経済は、新型コロナウイルスの感染拡大が続き、緊急事態宣言が出されたことなどにより経済活動が制限され、北海道経済をけん引してきた観光業でインバウンドの消失などにより大きな打撃を受けるなど、景気が大幅に悪化しました。

また、電気事業を取り巻く経営環境は依然として厳しく、泊発電所の再稼働の時期が見通せない中、低圧電力では依然として新電力への顧客流失の厳しい状況が続いており、加えてコロナ禍の影響による販売電力量の減少が生じています。

当社においても新型コロナウイルスの感染拡大により経営環境は一変しており、旅行販売や温浴事業における売上の減少、感染防止対策費用やテレワーク対応費用などの費用増により利益の減少が顕在化するなど、大きな影響を受けています。

このような状況のもと、当事業年度の営業収益（売上高）は、建築関連業で売上増があったものの、商事業における旅行、オートリース等の販売減や、土木関連業における施工業務等の減により、前期に比べ988百万円減少し13,228百万円（前期比93.0%）となりました。営業費用は、商事業の仕入減や土木関連業の工事関連外注費の減などにより、前期に比べ778百万円減少し13,006百万円（前期比94.4%）となりました。その結果、営業利益は、前期に比べ210百万円減少し221百万円（前期比51.4%）、経常利益は、前期に比べ208百万円減少し208百万円（前期比50.0%）となり、対前期比で減収減益決算となりました。また、当期純利益は、前期に比べ152百万円減少し92百万円（前期比37.9%）となりました。

(2) 対処すべき課題

2019年度から3ヶ年間の第6次中期経営計画を策定し取り組んでいますが、2020年度はコロナ禍の影響などにより営業利益目標の3億円（3ヶ年平均）を下回る結果となりました。

2021年度は第6次中期経営計画の最終年度にあたりますが、計画の総仕上げとすべく、「カイゼン」活動をとおして業務をゼロベースから思考する企業風土の醸成を図りながら、生産性向上に取り組み、目標達成を図ります。

また、2021年10月に予定されている、ほくでんグループにおける不動産事業再編を着実に遂行し、将来の経営基盤の強化に取り組めます。

2021年度は、長期化するコロナ禍やカーボンニュートラルへの対応を求められるなど、大きな転換期となることから、これらに先手を打ちながら適時的確に対応していくことが重要であり、要となる第7次中期経営計画の検討、策定にも取り組んでまいります。

(3) 設備投資等の状況

・設備投資総額 377百万円

当事業年度中に完成した主要設備

大通西16事務所ビル新築

計算センタービル4階電算用空調機取替

当事業年度において継続中の主要設備

南14西9事務所ビル新築

(4) 資金調達の状況

・借入金 262億円

・返済額 250億円

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	2017年度 第81期	2018年度 第82期	2019年度 第83期	2020年度 (当期) 第84期
営業収益(売上高)	15,263百万円	14,746百万円	14,216百万円	13,228百万円
経常利益	351百万円	288百万円	417百万円	208百万円
当期純利益	209百万円	138百万円	245百万円	92百万円
1株あたりの 当期純利益	1,320.60円	872.63円	1,548.35円	587.21円
総資産	20,119百万円	18,526百万円	16,748百万円	17,897百万円

(6) 重要な親会社の状況

・親会社との関係

当社の親会社は北海道電力株式会社で、当社の株式を150,773株(出資比率95.2%)保有いたしております。

当社の営業収益132億28百万円のうち68億86百万円は親会社に対するものであります。

(7) 主要な事業内容

- ・損害保険の代理業ならびに生命保険の募集、損害保険会社に対する特定金融商品取引業務の委託の斡旋および支援
- ・電柱広告ならびに総合広告の企画・設計・制作
- ・事務用品・事務用家具、毒物・劇物等の工業薬品類、高圧ガス、油脂、電線・ケーブルその他物品の販売、土木、建築、電気工事用資機材およびその他資機材の販売、賃貸
- ・石炭灰等の火力発電所副産物の分析、加工、販売、発電所廃棄物の処理
- ・土地・建物の取得、管理、売買、賃貸借およびその仲介、宿泊施設、保養施設等の厚生施設、展示場等の管理、運営
- ・土木、建築、電気、造園ならびに消防施設工事業
- ・石油・石炭等の購入・販売ならびに納入代行
- ・公衆浴場の経営
- ・車両等の総合リース業

(8) 主要な事業所

名称	所在地	名称	所在地
本店	札幌市	釧路営業所	釧路市
苫東事業所	苫小牧市	帯広営業所	帯広市
泊事業所	古宇郡泊村	苫小牧営業所	苫小牧市
旭川営業所	旭川市	函館営業所	函館市
北見営業所	北見市	石狩湾新港事務所	小樽市

(9) 従業員の状況

従業員数 (平均年齢)	前期末比較増減数
281名 (48.1歳)	減11名

(注) 従業員数には関係する会社からの出向者および当社からの出向者を含んでおり、常用職員B・契約職員Bは含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
北海道電力株式会社	39億66百万円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 158,373株

(2) 株主数 2名

株主名	持株数	持株比率
北海道電力株式会社	150,773株	95.20%
北海道パワーエンジニアリング株式会社	7,600株	4.80%

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
恩村 裕之	取締役社長 (代表取締役)	
石黒 基	常務取締役 (カイゼン活動推進プロジェクトチームプロジェクトマネージャーを委嘱、経営基盤強化推進・カイゼン活動推進・燃料部を担当)	
小沼 輝明	常務取締役 (不動産サポート部長、不動産事業開発プロジェクトチームプロジェクトマネージャーを委嘱、不動産サポート部・不動産事業部を担当)	
鉢呂 建市	取締役 (広告部・商事部を担当)	
藏田 孝仁	取締役 (管理部長を委嘱、管理部・コンプライアンスを担当)	
四家 隆	取締役 (土木環境部長を委嘱、土木環境部・建築部を担当)	
鈴木 孝正	取締役 (企画部長を委嘱、企画部を担当)	
上田 淳	取締役 (泊事業所長を委嘱)	
氏家 和彦	取締役 (非常勤)	北海道電力株式会社 取締役副社長 副社長執行役員
岩坂 嘉明	監査役 (常勤)	
大野 浩	監査役 (非常勤)	北海道電力株式会社監査役

(注) 北海道電力株式会社は、当社の親会社であります。

II. 業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

会社法および会社法施行規則に基づき、「業務の適正を確保するための体制に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を次のとおり定め、この方針に基づき効率かつ公正・透明な事業活動を推進いたします。

1. 取締役の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会を原則として4月、5月、7月、10月、1月および3月に開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行状況の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督する。
- ・常勤の取締役および社長が指名する者をもって構成する経営会議を原則として毎週1回開催し、経営全般に関する方針、計画および業務執行に関する重要事項を審議する。
- ・コンプライアンスに関する方針や行動規範を定め、取締役自ら率先して実践する。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係わる情報について、保存期間・場所および管理方法等を定めた社内規範に基づき、適切に保存・管理する。

3. リスク管理に関する規程その他の体制

- ・事業運営に関するリスクについて、経営方針やこれに基づく業務運営計画等で明確化し、方針管理サイクルのなかで適切に管理する。
- ・リスク管理に関する委員会を置き、各部署におけるリスクやその対応状況を把握するとともに、対応方針の決定および指導・調整を行い、全社横断的にリスク管理を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会等において経営方針等を定め、方針管理サイクルのもとで業務を執行する。
- ・迅速な意思決定や効率的な業務執行を図るため、指揮命令系統や各職位の責任・権限、業務処理の手続き等を社内規範において明確化するとともに、情報システムを適切に活用する。
- ・効率性向上の観点から業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

5. 従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・コンプライアンスに関する委員会を置き、従業員教育・研修等を通じて方針や行動規範の徹底を図るとともに、法令および企業倫理等の遵守、不正防止の全社的活動を推進する。また、コンプライアンスに関する相談窓口を置き、適切に運用する。
- ・法令等遵守の観点から、業務執行の状況を把握し、改善を図るため、内部監査部門による監査を実施する。

6. 当社ならびに親会社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・親会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、親会社と報告等を通じて密接な関係のもと業務を執行する。
- ・親会社が定めるグループのコンプライアンス等に関する方針のもと、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。
- ・当社の子会社は、親会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、当社と報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行する。
- ・当社が定めるコンプライアンス等に関する方針のもと、子会社は、業務の適正を確保するための体制・仕組みを整備し、適切に運用する。

7. 当社の取締役および従業員が当社の監査役および親会社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・当社の取締役および従業員は、法令に定められる事項に加え、当社の社内規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、当社の監査役に定期的もしくは都度報告する。
- ・当社の取締役、監査役および従業員は、法令に定められる事項に加え、グループで共有する規範に基づき、重要な業務執行に関する事項について、親会社の監査役に定期的もしくは都度報告する。
- ・親会社および当社の監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう適切に対応する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役から取締役等の職務執行状況の聴取や重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。
- ・監査役から職務の執行について生ずる費用等の請求を受けた場合は、その費用等が職務の執行に必要でない認められる場合を除き、これを負担する。
- ・内部監査部門は、内部監査結果の報告等、監査役への情報提供を適切に行う。

III. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、前記「業務の適正を確保するための体制に関わる基本方針」に基づいて、体制の整備とその適正な運用に努めております。当該体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

定時取締役会を2020年度6回開催、臨時取締役会を1回開催し、重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役から業務執行の報告を受け、取締役の職務の執行を相互に監督しております。また、常勤の取締役および社長が指名する者をもって構成する経営会議を2020年度48回開催し、経営全般に関する方針、計画および業務執行

に関する重要事項の審議を行っております。

リスク管理については、社長を委員長とする CSR 委員会において、経営上極めて大きいリスクを「特に重大なリスク」として審議・決定し、経営方針および業務運営計画等の管理サイクルのなかで、リスクの体系的な把握、対応方策の立案、実施の確認等を行っています。

コンプライアンスについては、社長を委員長とする CSR 委員会において、コンプライアンス推進計画を立案し、実施状況は委員会に報告されています。また、従業員教育・研修の実施等を通じて「ほくでんグループ CSR 行動憲章」や「CSR 行動指針」の徹底を図り、事業活動における法令・企業倫理等の遵守、不正防止に向けた全社活動を推進しております。

当社ならびに親会社および子会社からなる企業グループにおける業務の適正を確保するための体制については、当社とグループ本社においてコンプライアンス等に関する方針を共有するとともに、グループ経営方針、グループ運営に関する規範に基づき、報告等を通じて密接な連携のもと業務を執行しております。また、当社の子会社である北海道レコードマネジメント株式会社における業務の適正を確保するため、当社の取締役1名は子会社の取締役を兼務し、定時取締役会に5回、臨時取締役会に1回出席し、業績や重要事項の決議について確認し、当社の経営会議において適切に報告しております。

取締役の職務執行に関しては、監査役（2名のうち1名が非常勤監査役）が、監査の方針等に基づき、取締役会等の重要な会議への出席、取締役等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、業務及び財産の調査等により監査しております。

内部監査部門には、専任部長および兼任スタッフを配置し、業務執行の効率性、適法性等に係る内部監査を行う体制を敷いております。内部監査部門は、監査結果等について、社長に報告するほか、監査役へ報告を行っております。

以上

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,175,338	流動負債	6,435,394
現金及び預金	1,748,036	買掛金	727,897
受取手形	122,216	短期借入金	2,894,800
電子記録債権	21,230	未払金	1,027,779
売掛金	554,954	未払費用	88,316
未収入金	3,099,996	リース債務	6,289
リース投資資産	2,534,340	賞与引当金	232,316
商品	1,025	未払法人税等	2,158
貯蔵品	6,776	未払消費税等	107,313
未成工事支出金	12,456	預り金	10,389
前払費用	71,611	前受収益	49,210
その他流動資産	3,326	その他流動負債	1,288,924
貸倒引当金(貸方)	△ 633	固定負債	4,547,611
固定資産	9,722,365	長期借入金	3,371,800
有形固定資産	8,941,531	リース債務	6,518
建物	6,322,448	退職給付引当金	115,500
構築物	1,691,364	資産除去債務	351,048
機械及び装置	586,566	その他固定負債	702,743
船舶	0	負債合計	10,983,005
車両運搬具	3,141	(純資産の部)	
工具器具備品	57,700	株主資本	6,913,031
土地	96,528	資本金	95,000
リース資産	11,311	資本剰余金	13,959
建設仮勘定	172,469	資本準備金	13,959
無形固定資産	18,832	利益剰余金	6,804,072
電話加入権	5,857	利益準備金	20,000
水道施設利用権	645	その他利益剰余金	6,784,072
ソフトウェア	12,329	別途積立金	3,015,000
投資その他の資産	762,002	繰越利益剰余金	3,769,072
投資有価証券	85,700	評価・換算差額等	1,667
関係会社株式	32,000	その他有価証券評価差額金	1,667
長期前払費用	39,107	純資産合計	6,914,698
前払年金費用	439,863		
繰延税金資産	49,642		
その他投資	115,687		
資産合計	17,897,704	負債及び純資産合計	17,897,704

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額	
営業収益		
売上高	10,223,574	
完成工事高	3,004,767	13,228,341
営業費用		
売上原価	9,530,842	
完成工事原価	2,678,539	12,209,381
売上総利益		1,018,960
一般管理費		797,211
営業利益		221,749
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,424	
雑収益	5,597	12,021
営業外費用		
支払利息	24,987	
雑損失	32	25,020
経常利益		208,750
特別利益		5,303
特別損失		62,648
税引前当期純利益		151,405
法人税、住民税及び事業税	68,600	
法人税等調整額	△ 10,193	58,407
当期純利益		92,998

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 2020年4月 1日から
2021年3月31日まで 〕

(単位:千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	95,000	13,959	20,000	3,015,000	3,683,992	6,718,992	6,827,951
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△ 7,918	△ 7,918	△ 7,918
当期純利益					92,998	92,998	92,998
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計					85,079	85,079	85,079
当期末残高	95,000	13,959	20,000	3,015,000	3,769,072	6,804,072	6,913,031

(単位:千円)

	評価・換算 差額等	純資産 合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
当期首残高	1,148	6,829,100
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△ 7,918
当期純利益		92,998
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	518	518
事業年度中の変動額合計	518	85,598
当期末残高	1,667	6,914,698

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品、貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

法人税法に規定する方法と同一の基準による定率法
ただし、船舶、車両運搬具、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準による定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース

取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

① 従業員

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

② 役員

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(3) 退職給付引当金又は前払年金費用

① 従業員

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、発生時の翌事業年度から従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法によって処理しております。

なお、当事業年度末日では、年金資産(未認識数理計算上の差異を加減した額)が退職給付債務を超過しているため、当該超過額を前払年金費用(投資その他の資産)に計上しております。

② 役員

役員については、内規による期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
なお、資産に係る控除対象外消費税等については全額費用として処理しております。
- (2) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 158,373 株

2. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	7,918	50	2020年3月31日	2020年6月29日

3. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2021年6月28日開催予定の定時株主総会の議案として、次のとおり提案することを予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	7,918	50	2021年3月31日	2021年6月29日

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

私たち監査役は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、その構築及び運用の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年5月17日

北電興業株式会社

監査役（常勤）

岩坂嘉明



監査役

大野浩

